

荒川区における 再犯防止に関する取組方針

令和4年3月
荒川区

目次

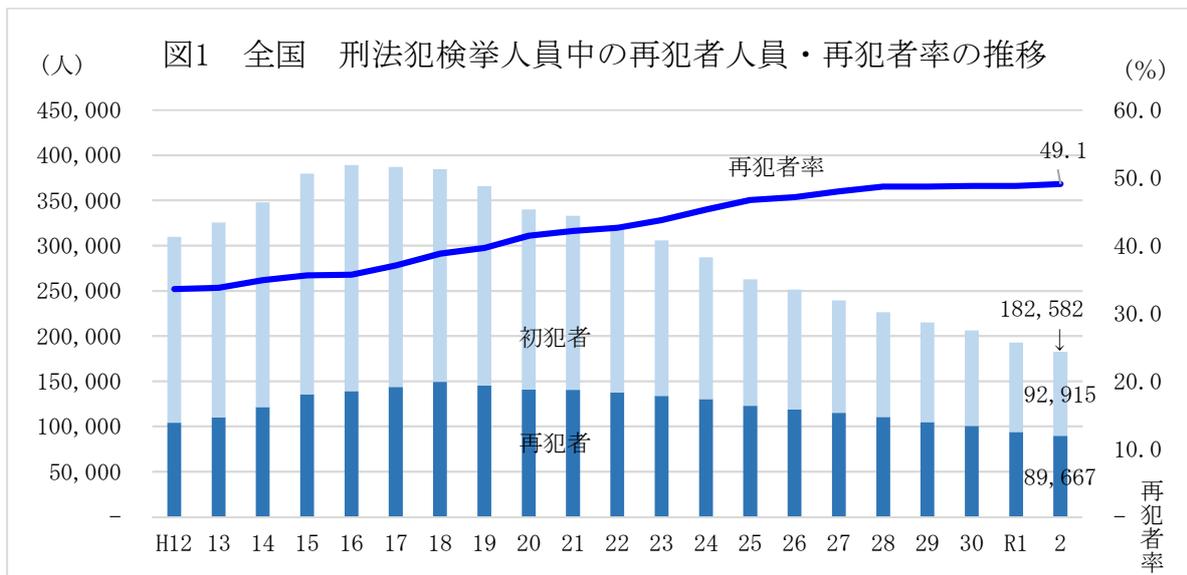
1	取組方針策定の主旨	1
2	国及び東京都の再犯防止推進計画	2
	（1）国の再犯防止推進計画	2
	（2）東京都の再犯防止推進計画	3
3	区における犯罪や再犯をめぐる状況	4
	（1）犯罪認知の状況	4
	（2）再犯をめぐる状況	5
4	更生保護の担い手	6
5	基本理念及び重点課題	8
	（1）基本理念	8
	（2）重点課題	8
	（3）取組内容の考え方	8
	（4）取組方針の体系	9
6	重点課題ごとの主な取組	11
	（1）就労・住居の確保支援等	11
	① 就労の確保支援等	11
	② 住居の確保支援等	15
	（2）保健医療・福祉サービスの利用促進等	17
	① 高齢者・障がい者・生活困窮者等	17
	② 薬物依存者	23
	（3）学校・家庭・地域と連携した非行の防止等	25
	（4）民間協力者との連携及び活動に対する支援の充実等	29
	（5）安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進	33
7	取組方針の推進のために	36
8	取組方針の策定体制	37
	参考資料 1	38
	参考資料 2	40

1 取組方針策定の主旨

全国における刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最多を記録し、以降は年々減少しています。また、刑法犯検挙人員は、平成17年以降年々減少しています。しかしながら、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は年々増加しており、令和2年は49.1%となっています（図1参照）。こうした状況を踏まえ、再犯防止対策の必要性・重要性が認識されることとなり、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定・施行されました。

更生保護や再犯防止施策については、刑事政策の一環として、これまで国が中心に実施してきました。しかしながら、犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。）の中には、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な者や、高齢者や障がい者等の福祉支援が必要な者がおり、再犯防止のためには、それらの者が必要な行政サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、地域社会において孤立することがないように、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることが重要です。

区では、これまで関係機関や地域の協力のもと、「社会を明るくする運動」や安全安心なまちづくりの推進、生きづらさを抱えて暮らす方への様々な支援を行ってきました。こうした取組を一層推進することで、犯罪をした者等の社会復帰を支援し、再犯防止を図ることにより、区民の犯罪被害を防止し、誰もが安全安心を実感できるまちの実現を目指すため、区における再犯防止に関する取組方針を策定します。なお、本取組方針は、再犯防止推進法に定める地方再犯防止推進計画として、策定するものです。



※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

(法務省「令和3年版犯罪白書」より)

2 国及び東京都の再犯防止推進計画

(1) 国の再犯防止推進計画

政府は再犯防止推進法の施行を受け、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全安心に暮らせる社会の実現を目指すため、平成30年度からの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を記載した初めての計画です。5つの基本方針の下、7つの重点課題を設定しています。

<基本方針>

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

<重点課題>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

(2) 東京都の再犯防止推進計画

東京都は再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案し、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

次の重点課題に取り組むこととしています。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等

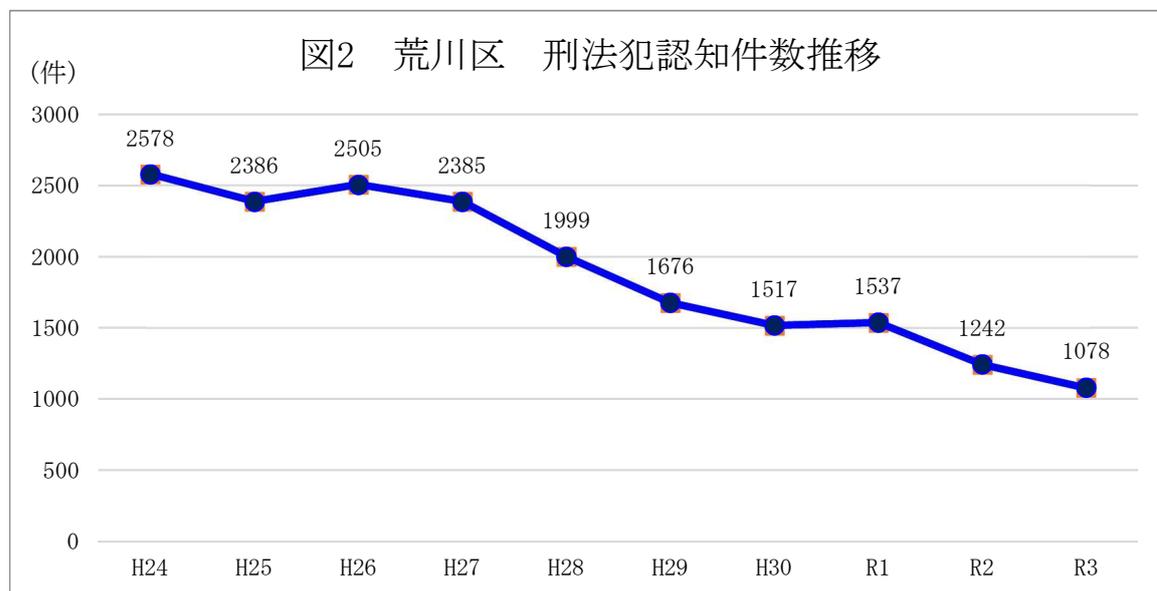
3 区における犯罪や再犯をめぐる状況

(1) 犯罪認知の状況

区では、子どもから高齢者まで誰もが安全安心に暮らすことができる治安ナンバーワンのまちを実現するため、安全・安心パトロールカーによる巡回や安全安心ステーションによる見守り活動、防犯カメラの整備促進や地域一体となった防犯活動の活性化を図る等、様々な安全対策を推進してきました。また、平成22年3月に治安対策事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、区内3警察署と覚書を締結しています。

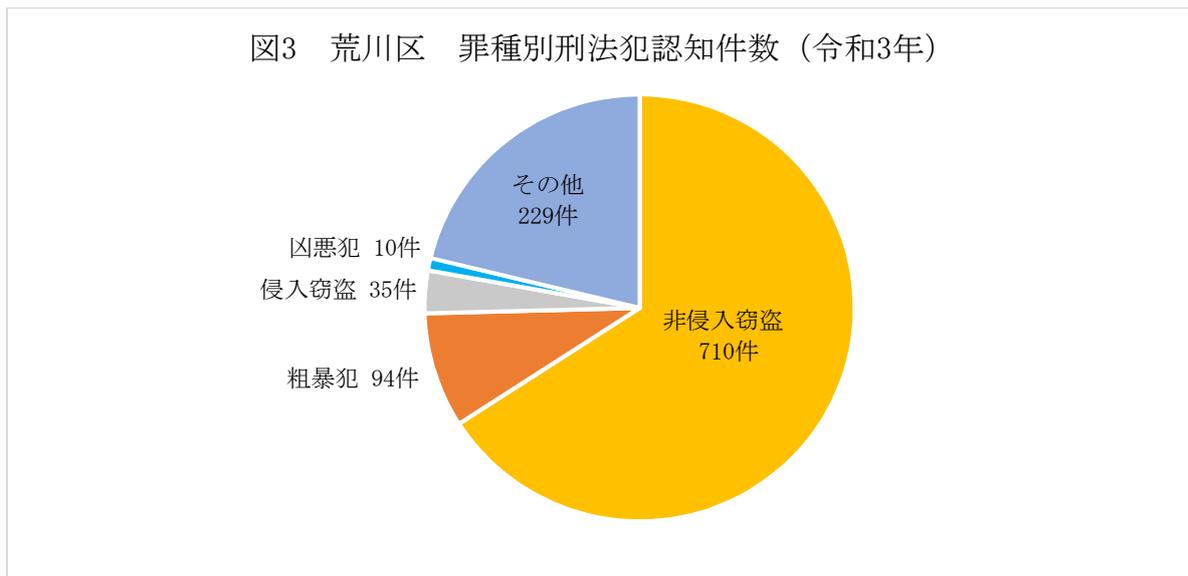
こうした取組により、令和3年の区における刑法犯認知件数は1,078件であり、10年前の平成24年の2,578件と比べ、58.2%減となっています(図2参照)。また、平成28年から23区で2番目に少ない件数となっており、都内トップクラスの治安の良いまちです。

令和3年における罪種別刑法犯認知件数については、非侵入窃盗罪が最も多く、中でも自転車窃盗が314件、万引きが98件発生しています(図3参照)。そのほか、区が特に力を入れて対策を講じる特殊詐欺については、37件発生しています。安全対策の推進により治安は向上しているものの、区民の安全安心を脅かす犯罪が依然として発生している状況です。



(警視庁統計より)

図3 荒川区 罪種別刑法犯認知件数（令和3年）

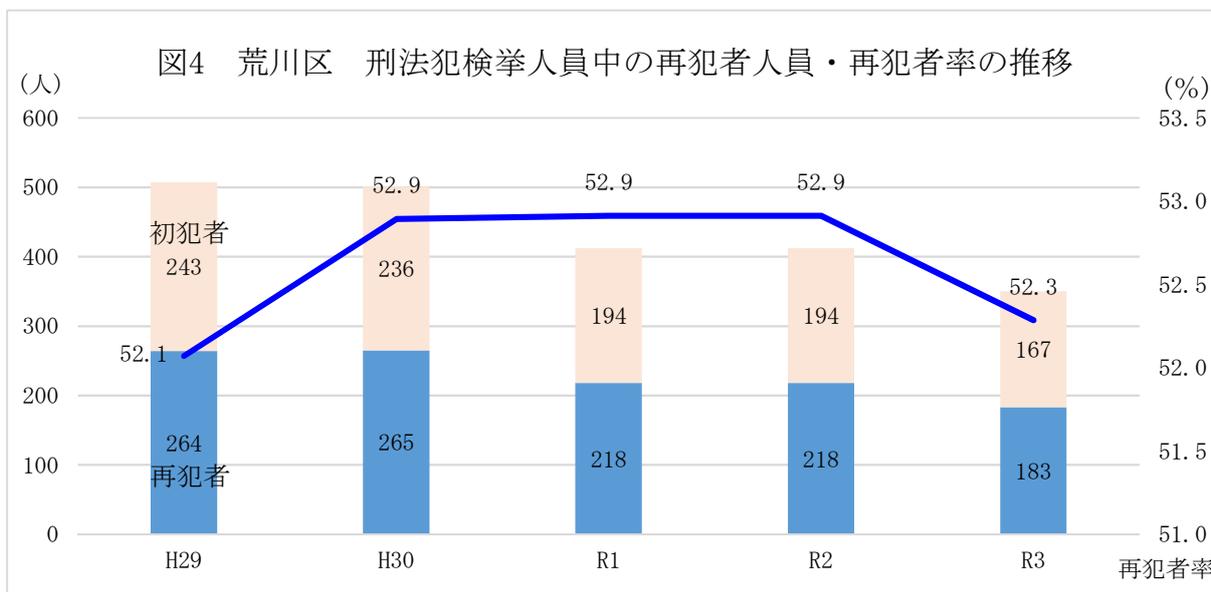


（警視庁統計より）

- 凶悪犯…強盗等 ■粗暴犯…暴行、傷害等 ■侵入窃盗…空き巣、出店・事務所荒し等
- 非侵入窃盗…自転車盗、万引き等 ■その他…詐欺、占有離脱物横領等

（2）再犯をめぐる状況

区における過去5年間（平成29年～令和3年）の再犯者率は、約53%です。全国平均（令和2年は49.1%）よりやや高い水準であり、検挙者のうち約2人に1人が再犯者となっています（図4参照）。



※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

（警視庁統計より）

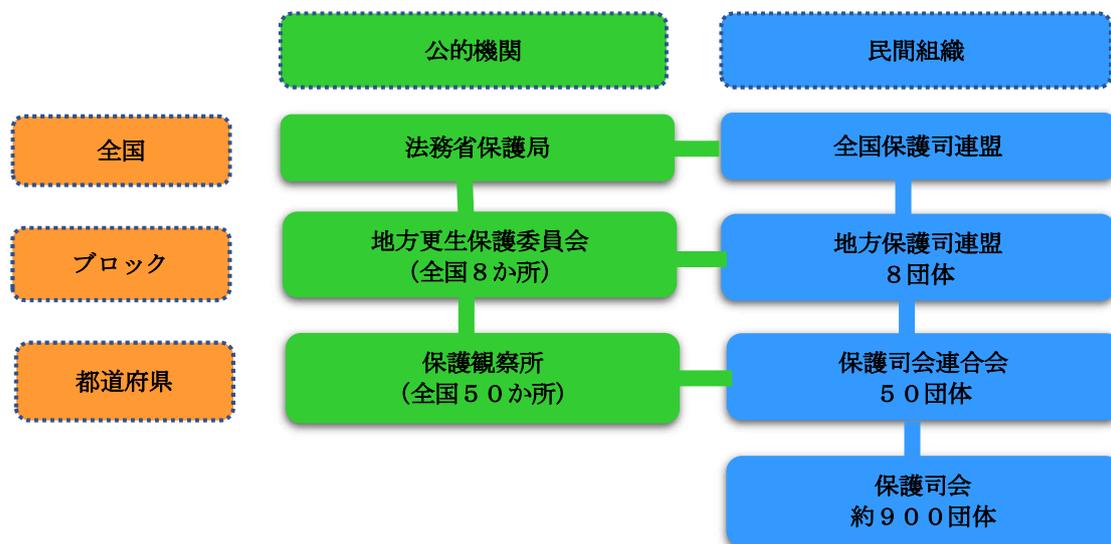
4 更生保護の担い手

更生保護は、犯罪をした者等に対し、社会復帰のための指導や支援を行い、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ活動です。区における安全安心なまちづくりや再犯防止の推進は、保護司会等の更生保護団体の活動により支えられています。

(1) 荒川区保護司会

① 保護司の概要

保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。都道府県の区域を分けて定められた保護区のいずれかに所属し、保護区ごとに保護司会を組織します。保護司会等の民間組織及び公的機関との関係性は以下のとおりです。



保護司は地方更生保護委員会及び保護観察所に置かれる保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づき、保護観察の実施等に当たる国家公務員）と協力し、活動を行います。

② 荒川区保護司会の活動

荒川区保護司会では、主に以下の活動を行っています。

ア 保護観察

犯罪をした者等に対し、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助等を行い、その立ち直りを支援します。荒川区保護司会では、荒川区更生保護サポートセンターの面接スペース等を活用し、保護観察対象者との面接を行っています。

イ 生活環境調整

刑務所等を出所した者が円滑に社会復帰できるよう、帰住先の調査や引受人との話し合い、就労の確保等を行い、必要な受入態勢を整えます。

ウ 犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、更生保護について理解を深めるための広報・啓発活動を行います。7月の「社会を明るくする運動」強化月間を中心に、駅頭・街頭宣伝やパレード、講演会等を実施しています。また、荒川区保護司会の独自事業として、「あらかわ社明コンサート」を毎年開催しています。陸上自衛隊音楽隊や区立中学校吹奏楽部等による演奏をはじめ、「社会を明るくする運動」作文コンテスト入賞作品の朗読や更生保護を題材としたDVDの上映等を行い、犯罪や非行の防止、更生保護について、地域の方々の理解を深めるための取組を推進しています。

エ 広報活動

年に3回、広報誌「荒川区保護司会たより」を発行しています。そのほか、荒川区保護司会のHPやSNS等を活用し、情報発信を行っています。

オ 研修活動

東京保護観察所が実施する定例研修に参加するとともに、自主研修を実施しています。

(2) 荒川区更生保護女性会

犯罪をした者等の地域社会での立ち直りや青少年の健全育成、明るい社会づくりの実現を目指し、女性の立場から更生保護の充実を図るために活動しているボランティア団体です。更生保護関係・連盟の行事や「社会を明るくする運動」に参加するほか、子どもの居場所づくり支援に力を入れて活動しています。

(3) 更生保護施設（静修会、慈濟会、日新協会）

犯罪をした者等のうち、頼るべき身寄りがいない、生活環境に恵まれていない、本人に社会生活上の問題がある等の理由で、すぐに自立更生ができない者を一定の期間保護する施設です。区内には3施設あり、民間団体である更生保護法人により運営されています。宿泊所と食事を提供するほか、日常の生活指導、就労支援や金銭管理指導、福祉・医療のあっせんを行っています。また、飲酒・薬物依存等の問題を抱える者に対し、専門的な更生プログラムを実施し、円滑な社会復帰や再犯防止を図っています。退所後についても相談業務をはじめ、様々な支援を行っています。

5 基本理念及び重点課題

次の基本理念及び重点課題を設定し、再犯防止に関する取組を推進します。

(1) 基本理念

犯罪をした者等の社会復帰を支援し、再犯防止を図ることにより、区民の犯罪被害を防止し、誰もが安全安心を実感できるまちの実現を目指す。

(2) 重点課題

基本理念及び国や東京都の再犯防止推進計画の基本方針等を踏まえ、次の取組を推進します。

- ① 就労・住居の確保支援等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ③ 学校・家庭・地域と連携した非行の防止等
- ④ 民間協力者との連携及び活動に対する支援の充実等
- ⑤ 安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進

(3) 取組内容の考え方

本取組方針には、区が実施する施策や区民に提供する各種サービス等で、再犯防止を目的とするもののほか、再犯防止に資する取組や再犯防止につながる可能性がある取組を掲載します。なお、今後は再犯防止の視点を更に加えた上で、より充実した取組を推進します。

また、これらの取組については、犯罪被害者の尊厳を重んじ、置かれている状況への理解を深めつつ、被害者の心情等を最大限に配慮し、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持って進めます。

(4) 取組方針の体系



重点課題③

学校・家庭・地域と連携した 非行の防止等

相談・支援体制の充実

スクールカウンセラーの派遣

スクールソーシャルワーカーの派遣

適応指導教育（みらい）

教育相談体制の充実

児童相談体制の充実

家庭教育学級

子どもの居場所づくり

学童クラブ

放課後子ども教室（にこにこすくーる）

ふれあい館・ひろば館

校庭利用

子どもの居場所づくり事業、子ども食堂事業

あらかわ子ども応援ネットワーク

学習・進学支援

あらかわ寺子屋

学習支援事業（学びサポートあらかわ）※生活困窮者自立支援事業

就学援助

受験生チャレンジ支援貸付事業

奨学資金貸付金

青少年の健全育成

スクールサポーター制度

荒川区青少年問題協議会

荒川区青少年育成地区委員会

「あらかわの心」推進運動

重点課題④民間協力者との連携及び活動に対する支援の充実等

民間協力者との連携及び活動に対する支援の充実等

荒川区保護司会

社会を明るくする運動

荒川区青少年育成地区委員会

「あらかわの心」推進運動

荒川区更生保護女性会

防犯協会（荒川、南千住、尾久）

母の会（三河島、尾久、日暮里）

東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会

子どもの居場所づくり事業、子ども食堂事業

更生保護施設（静修会、慈済会、日新協会）

薬物依存症回復支援施設（日本ダルク、東京ダルク）

民間協力者への表彰

重点課題⑤安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進

防犯環境の整備、区民の防犯意識の向上

自転車盗難対策

特殊詐欺対策

安全・安心パトロールカーによるパトロール

安全・安心ステーション

街頭防犯カメラの整備促進

住まいの防犯対策補助金交付制度

公園・児童遊園等における安全対策

犯罪を発生させないためのまちの環境美化の維持

地域ぐるみによる安全対策

安全安心まちづくり協議会

地域防犯力の向上

子どもの安全対策

学校情報配信システム

児童安全推進員の配置

学校・学童クラブ・放課後子ども教室安全パトロール

小学校通学路の防犯カメラ整備

安全教育の充実

6 重点課題ごとの主な取組

(1) 就労・住居の確保支援等

① 就労の確保支援等

現状と課題

○刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職となっており、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率に比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びついています。

○刑務所出所者の就労については、厚生労働省東京労働局が実施する「刑務所出所者等就労支援事業」による就労（職場適応・定着支援）があります。しかしながら、出所後に自主的な就職活動を行う場合、前科があることに加え、必要な知識・資格等を有していないため、就職活動が円滑に進まない場合があります。また、社会人マナーや対人関係能力が不足している場合があるため、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことにより、一旦就職しても離職してしまうなど、多くの課題があります。

○再犯防止のためには、適切な就労の確保や就労後の確実な職場定着を行うことが重要です。一人一人の状況に応じ、就労意欲の喚起をはじめ、就労能力の形成、心のケア等、きめ細やかな支援を継続的に行う必要があります。

具体的な取組

<就労の確保のための相談・支援の充実>

○あらかわ就労支援センター「町屋おしごとテラス」【就労支援課】

就労支援を行う拠点として、あらかわ就労支援センター「町屋おしごとテラス」を設置しています。求職者の個々のニーズに応じた様々なサポートを行い、就労を支援します。相談業務やセミナー等を通じて、職業適正診断や就労前後における不安や悩みの解消を図るほか、応募書類の書き方や面接、職場でのコミュニケーション方法等について支援を行います。

・JOBコーナー町屋【就労支援課】

ハローワーク足立と共同で設置した「ふるさとハローワーク」として、職業相談や職業紹介等を行います。また、求人情報自己検索機を設置し、求職活動を支援します。

・若者就労サポート事業【就労支援課】

44歳以下の方を対象に、キャリアカウンセリングや就職活動に関する相談支援、セミナー、合宿型就労訓練を行います。また、長い期間仕事に就いていないなど、様々な事情を抱えた若者を持つ保護者からの相談対応やセミナーを行います。

・女性就労サポート事業【就労支援課】

女性を対象に、キャリアカウンセリングや就職活動に関する相談支援、セミナーを行います。また、社会保険制度や雇用・労働相談等、専門的な相談に応じます。

・シニア就労サポート事業【就労支援課】

概ね60歳以上の方を対象に、就職準備段階における不安や悩みの解消、再就職に向けた各種相談やセミナーを行います。また、社会保険制度や雇用・労働相談等、専門的な相談に応じます。

○生活困窮者自立支援事業（仕事・生活サポートデスク）【生活福祉課】

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。区では、自立相談支援機関として、経済的な問題及び仕事・住居等に関する相談を受け付ける「仕事・生活サポートデスク」を区役所本庁舎1階福祉事務所に設置しています。

・自立相談支援事業【生活福祉課】

就労の支援、その他の自立に関する問題について相談を受け、生活困窮者自立支援制度に基づく支援プランを作成し、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。

・就労準備支援事業【生活福祉課】

「生活リズムが乱れている」「人とうまく付き合えない」「仕事をしたことがない」等、様々な理由で直ちに就職することが困難な方を対象に、日常生活・社会生活における自立や一般就労に必要な基礎能力形成を図るため、包括的な支援を行います。自立後は「わかもの就労サポートデスク（若者就労サポート事業）」や「就労支援コーナーあらかわ」等と連携し、就職を支援するほか、就職後の職場定着を支援します。

・住居確保給付金【生活福祉課】

離職（個人の都合によらない）者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれのある方を対象に、就職活動をすることなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○生活保護制度【生活福祉課】

病気や収入が少なく生活に困っている世帯に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自力で生活ができるよう援助する制度です。保護を必要とする世帯の生活状況に応じて、生活保護法に基づき、生活、住宅、教育、介護、医療等の扶助を行います。

・被保護者就労支援事業【生活福祉課】

就労意欲はあるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を行います。

・被保護者就労準備支援事業【生活福祉課】

被保護者のうち、稼働年齢層で自宅に引きこもりがちの方の住居等を訪問し、健康状態や生活状況の確認を行うとともに、社会参加の機会を設け、規則正しい生活や対人関係能力の習得を図ります。また、就労相談や就労体験等を行い、就労意欲の喚起を図ることで、一般就労に結び付けます。

○ハローワークとの連携【生活福祉課】

ハローワークと区において協定を締結し、福祉から就労までの一体的支援を実施する「就労支援コーナーあらかわ」を区役所本庁舎1階に設置しています。生活保護受給者、生活困窮者自立支援事業対象者、児童扶養手当受給者等を対象に、職業相談・職業紹介等を行うなど、ハローワークとの連携による早期支援を徹底し、就労による自立の促進を図ります。

○じよぶ・あらかわ（荒川区障害者就労支援センター）【障害者福祉課】

就労を希望する障がい者（手帳を取得している方、手帳申請中の方）を対象に、就労・生活面における相談支援を行い、就労を支援します。また、就労中の方に対しては職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援を行います。

○障がい者就労訓練【障害者福祉課】

就労を希望する障がい者を対象に、区立施設や区内飲食店において、清掃・施設受付訓練やパソコン・ビジネスマナー講習、喫茶店補助業務訓練を行い、就労を支援します。

<就労機会の創出>

○マイタウン就職面接会【就労支援課】

就労機会の創出を図るため、ハローワーク足立や足立区等と合同で、就職面接会を開催します。

○荒川区シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者のために、その能力を生かせる仕事を提供する会員制の公益団体です。働くことを通じて、生活の充実と福祉の増進を図ります。

○いきいきワーク荒川（荒川授産場）【高齢者福祉課】

一般の企業に就職することが困難な60歳以上の方や生計困難者等に対し、箱詰め等の軽作業の仕事を提供し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

○福祉作業所【障害者福祉課】

一般就労が困難な障がい者に対し、箱詰め等の軽作業の仕事を提供し、自立の促進を図ります。また、福祉作業所に仕事を発注する企業の開拓等を行うことにより、作業者が受取る賃金の引き上げを図り、勤労意欲の向上を促進します。

○障がい者雇用主に対する補助【障害者福祉課】

一定条件を満たす雇用形態で障がい者雇用を行う事業者を対象に、その雇用において必要な職場整備（施設整備や指導員配置等）を行った場合に、その費用の一部を助成し、事業主の障がい者雇用の促進を図ります。

② 住居の確保支援等

現状と課題

○刑務所を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居を確保しない状態で出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間は、出所後に住居を確保している者に比べ短い現状があります。

○親族等のもとに帰住することができない者の居場所となる更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時期な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要があります。しかしながら、刑務所出所者の中には、身元保証人を得ることが困難な場合や、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことから、定住先を確保できない者がいます。

○再犯防止のためには、地域社会で安定した生活が送れるよう、定住先の確保が不可欠です。住居確保のためには本人に対する支援をはじめ、住居提供体制の確保・充実を図る必要があります。

具体的な取組

<住居の確保、居住の安定のための相談・支援の充実>

○区営住宅・都営住宅【福祉推進課、住まい街づくり課】

住宅に困窮する高齢者及び障がい者（車いす使用者）を対象に、高齢者及び障がい者向けに配慮された設計・設備の区営住宅の提供を行います。また、都営住宅についても、東京都と連携して申込書の配布を行う等により、住まいの確保を支援します。

○生活困窮者自立支援事業（仕事・生活サポートデスク）【生活福祉課】

（再掲 P 1 2 参照）

・住居確保給付金【生活福祉課】

（再掲 P 1 2 参照）

○高齢者・ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業【高齢者福祉課、子育て支援課】

民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者・ひとり親世帯を対象に、物件探し支援や保証人が立てられないために保証会社を利用した場合の保証料の一部について助成を行い、住まいの確保を支援します。

○高齢者住み替え家賃等助成事業【高齢者福祉課】

区内の民間賃貸住宅に居住し、取り壊し等により立ち退きが求められている高齢者世帯を対象に、転居後の家賃等の一部を助成することにより、居住の安定を図ります。

<住居提供体制の確保・充実>

○高齢者住宅契約貸主助成事業【高齢者福祉課】

高齢者世帯の民間賃貸住宅への入居を支援するため、貸主が補償保険（残存家財の片付け費用、葬儀費等を補償する保険）に加入した場合、保険料の一部を助成します。

○認知症高齢者グループホームの整備促進等【介護保険課】

区内に認知症グループホームの整備を行う事業者に対し、施設整備費の一部を助成し、整備促進を図るとともに、所得の低い方でも入居できるよう、食費や居住費の一部を助成します。

○障がい者グループホームの整備促進等【障害者福祉課】

区内に障がい者グループホームの整備を行う事業者に対し、施設整備費の一部を助成し、整備促進を図ります。また、入居者の居住費や事業者の運営にかかる経費を一部助成することで、利用支援や安定的な運営を支援します。

○空き家利活用事業【住まい街づくり課】

空き家を活用して、福祉事業や環境まちづくり事業などの地域貢献に資する活動を行おうとする事業者に対し、改修工事にかかる費用の一部を助成します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進等

① 高齢者・障がい者・生活困窮者等

現状と課題

○65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある者についても、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

○高齢者や障がい者等の支援を必要とする者に対し、医療や福祉の支援が十分に行き届かず、再犯につながるケースが考えられます。適切な福祉サービスの利用は、生活の充実や安定を確保するとともに、地域社会の一員として自立や社会参加、孤立の解消を図ることにもつながります。

○一人一人の状況に応じた適切な支援を行うとともに、医療・福祉サービスの利用促進のため、関係機関や地域の協力のもと、誰もが容易に利用できる開かれたサービスの提供を行う必要があります。

具体的な取組

<地域福祉活動の推進、包括的な支援>

○民生委員・児童委員【福祉推進課】

地域の身近な相談相手として、介護や福祉、健康や医療、子育て等に困っている方からの相談を受け、必要な福祉サービスの情報提供や、関係機関と連携した支援体制づくり、見守り活動を行う等、区民と行政の間に立った幅広い地域福祉活動を行います。

○荒川区社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として設置された、社会福祉法人です。各関係機関と連携し、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、地域の特性に応じた活動から全国的な取組まで幅広い福祉事業を行います。

○成年後見センター・あんしんサポートあらかわ【荒川区社会福祉協議会】

福祉サービスの利用相談・情報提供をはじめ、福祉サービス利用時における苦情や高齢者・障がい者等の権利侵害の相談に応じます。また、成年後見制度に関する説明会や申立に関する相談支援を行い、制度の利用促進を図ります。

○ふれあい粋・活（いきいき）サロン【荒川区社会福祉協議会】

民生委員、町会・自治会、商店街、教育機関、ボランティア等の協力のもと、孤立しがちな高齢者、障がい者、子育て中の方等がお茶を楽しみながら、気軽に情報交換や相談を行うことができる場を提供し、地域における互いの交流等、顔の見える関係づくりを支援します。

○区民相談所【区民課】

日常生活の中で悩み事を抱えている方を対象に、一般相談をはじめ、法律相談や行政相談等、様々な相談に応じる窓口として、区役所3階に設置しています。

○こころの健康相談【健康推進課】

「眠れない」「家に引きこもり、家族以外ほとんど交流がない」「人とうまくコミュニケーションがとれない」等の生活不調を抱える方を対象に、精神科医師による定期相談や保健師による随時相談を行うことで、早期治療や社会復帰を促し、こころの健康の保持増進を図ります。

<高齢者支援>

○地域包括支援センター【高齢者福祉課】

地域の高齢者の相談窓口として、保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員を配置した「地域包括支援センター」を区内8か所に設置しています。高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者やその家族に対する総合的な相談支援に加え、介護保険に関する相談や介護予防支援、高齢者の権利擁護、認知症予防の普及啓発等、様々な支援を継続的に行います。

○おとしよりなんでも相談【高齢者福祉課】

高齢者の健康づくりや生きがいくくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者に対する保健福祉サービスの情報提供や施設への入所相談等、高齢者に関するあらゆる相談に応じる窓口を区役所本庁舎2階高齢者福祉課内に設置しています。

○老人福祉センター【福祉推進課】

60歳以上の方を対象に、生活・健康に関する相談や健康保持増進事業、機能訓練事業、介護予防事業のほか、文化教養教室やレクリエーション活動等を行います。明るく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護予防を推進するとともに、仲間づくり、生きがいくくり、社会参加の機会創出を図ります。

○高齢者みまもりネットワーク事業【高齢者福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域ぐるみで高齢者を見守るネットワークづくりを行います。見守りを希望する高齢者に対し、配食見守りサービスや緊急通報システムの提供、民生委員によるひと声運動等を行うことにより、安心安全の確保や地域とのつながりによる孤独感の解消を図ります。

○高齢者みまもりステーション【高齢者福祉課】

地域の見守り活動の拠点として、区内8か所に「高齢者みまもりステーション」を設置し、地域団体や関係機関と連携した見守り体制の構築及び強化を図ります。高齢者の身近な相談窓口となるとともに、見守りを希望する高齢者の生活実態の把握や日常的な見守り、安否確認等を行います。

○オレンジカフェ（認知症カフェ）【高齢者福祉課】

認知症の方やその家族、地域住民や医療・介護・福祉の専門職等が集まり、お茶を楽しみながら、気軽に相談や情報交換を行う場です。また、認知症に関する講座やイベントを実施しており、認知症に関する正しい理解や支援の輪を広げます。

○認知症サポーター養成講座【高齢者福祉課】

認知症についての基礎知識や対応方法を学ぶ講座を開催し、認知症の方やその家族を支えるためのサポーターを養成することにより、認知症の方が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

○認知症予防・介護教室【高齢者福祉課】

高齢者を対象に、認知機能の向上に効果的な運動やゲーム、創作活動等を行う認知症予防教室を開催します。また、認知症の方との向き合い方や介護者が抱える不安や悩み等、様々なテーマについて学び考える認知症介護教室を開催します。

<障がい者支援>

○荒川区障害者基幹相談支援センター【障害者福祉課】

地域における相談支援の拠点として、障がいに関する総合的・専門的な相談業務を行い、一般的な相談支援では対応が困難なケースを早期に適切な機関につなぎ、地域相談支援体制の強化を図ります。また、地域移行支援・地域定着支援の促進、権利擁護、虐待の防止等に取り組めます。

○荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）【障害者福祉課】

心身障がいの福祉・医療・発達・訓練等に関する相談に応じ、必要な支援や保健福祉サービスの情報提供を行います。また、児童発達支援、機能・生活訓練、リハビリ講習会、ピアカウンセリング（当事者相談）、地域自立生活支援セミナー等を行い、生活の安定を支援します。

○荒川区精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）【障害者福祉課】

精神障がい者とその家族等を対象に、生活相談や障害福祉サービス等利用計画作成のほか、地域住民との交流プログラムやレクリエーション活動等を行います。安定した生活を送るための支援のほか、地域での社会生活をより充実したものにできるよう、仲間づくり、生きがいづくり、社会参加の機会創出を図ります。

○生活実習所【障害者福祉課】

18歳以上の一般就労及び授産活動が困難な知的障がい者が、生活訓練や創作活動、レクリエーション活動等を行い、生活に必要な力を身に着けます。また、社会体験、地域住民との交流を通じて社会的自立を図ります。

○荒川区自立支援協議会【障害者福祉課】

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、障害者福祉に関連する福祉、医療、教育、雇用等の機関や団体が支援に関する課題検討や情報共有を行う等により、連携体制の強化を図ります。

○精神保健福祉連絡協議会【障害者福祉課】

地域における精神保健福祉施策の推進を図るため、医師や社会復帰施設関係者、学識経験者、民生委員等が支援に関する課題検討や情報共有を行う等により、連携体制の強化を図ります。

<生活困窮者支援>

○生活困窮者自立支援事業（仕事・生活サポートデスク）【生活福祉課】

（再掲 P 1 2 参照）

・一時生活支援事業【生活福祉課】

区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者を対象に生活相談を行うとともに、都区共同事業である「路上生活対策事業」に基づき設置された自立支援センターの利用窓口となり、路上生活からの早期社会復帰に向けた支援を行います。

・家計改善支援事業【生活福祉課】

収支バランスの崩れている方が自ら家計を管理できるよう、金銭管理を支援します。

○生活保護制度【生活福祉課】

(再掲 P 1 3 参照)

・被保護者自立促進事業【生活福祉課】

生活保護法に基づく公的扶助以外の自立支援に要する経費（就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援）を支給し、自立の促進を支援します。

・施設委託保護事業【生活福祉課】

心身上の理由で養護や生活指導を必要とする要保護者や、障がいのため日常生活が困難な要保護者について、更生施設や救護施設への入所対応を行い、自立や社会復帰を促進します。

・家計改善支援事業【生活福祉課】

(再掲 P 2 0 参照)

○養護老人ホーム建設費助成【福祉推進課】

社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することにより、その養護老人ホームに区民の入所枠を確保し、生活環境や経済的に困窮した高齢者の自立や社会復帰の促進を図ります。

○生活福祉資金【荒川区社会福祉協議会】

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、福祉費や教育支援費、就労支度費の貸付けを行うとともに、民生委員及び社会福祉協議会が必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活の安定確保を図ります。

○総合支援資金【荒川区社会福祉協議会】

生活福祉資金の一環として、失業等、日常生活全般に困難を抱えた世帯を対象に、生活困窮者自立相談支援事業の利用を要件に、継続的な相談支援とともに生活費及び一時的な資金の貸付けを行い、生活の立て直しを支援します。

○厚生援護資金【荒川区社会福祉協議会】

低所得世帯（生活保護法による被保護世帯を除く）が一時的に生活困窮に陥り、ほかの方法では生活を保持する資金を用意できない場合、生活資金の貸し付けを行い、生活安定を支援します。

○ひとり親家庭相談【子育て支援課】

ひとり親家庭における養育、生活、住居、家庭紛争、医療、就職等の相談に応じるとともに、それらを支援するサービスについて情報提供を行う窓口を区役所本庁舎2階子育て支援課内に設置しています。

○母子及び父子福祉資金貸付事業【子育て支援課】

生活資金、住宅資金、就職支度資金、就学支度資金、医療介護資金等の貸付けを行い、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉増進を図ります。

○ひとり親自立支援給付金事業【子育て支援課】

就労相談支援や、就労に結び付けるための教育訓練講座の受講や資格取得、高等学校卒業程度認定試験合格のためにかかる費用の一部を助成することで、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発を支援し、自立の促進を図ります。

② 薬物依存者

現状と課題

- 覚醒剤取締法違反による再犯者率は近年上昇傾向にあり、令和2年は70.1%となっています（法務省「令和3年版犯罪白書」）。
- 再犯防止を図るためには、薬物を使用しないよう指導を受けるだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持つことや、回復に向けた治療・支援を継続的に受けることが重要です。
- 薬物依存者及びその家族等が1人で問題を抱え込まないため、身近な相談体制を確立するとともに、回復のための治療の促進や正しい知識を持つことができるよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援を行う必要があります。また、薬物乱用防止に関する啓発活動を行うことも重要です。

具体的な取組

<薬物依存者支援>

○依存症相談【健康推進課】

薬物依存者及びその家族等を対象に、精神科医師や民間相談員による専門相談や、保健師による随時相談を行い、必要に応じて家庭訪問を行います。家族関係や家庭環境に応じた対応方法を検討するとともに、医療機関・自助グループの紹介や同行を行い、健康の回復と社会復帰を図ります。

○家族相談会【健康推進課】

精神疾患や精神障がい者の家族を対象に、情報交換や悩みを共有できる場を定期的に設けます。精神科医師と保健師が同席し、治療や家族の対応方法、社会復帰に向けたアドバイスや保健福祉サービスの情報提供を行います。

○自立支援医療（精神通院医療費の助成）【障害者福祉課】

精神疾患や精神障がいのために通院している方を対象に、診療費や薬代、訪問介護やデイケア等にかかる費用を助成し、治療の促進を図ります。

○薬物乱用予防教育【健康推進課、学務課】

薬物依存症回復支援施設の協力のもと、区内小中学校にて薬物乱用予防教育を実施し、薬物乱用を予防します。

○薬物乱用防止のための普及啓発及び支援体制の充実【生活衛生課】

東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会とともに、中学生を対象に薬物乱用防止に関するポスター・標語の募集を行うとともに、地域イベントにおいて啓発物品の配布を行い、薬物乱用防止のための普及啓発を図ります。また、庁内の関連部署や学校職員等を対象に定期的に研修を実施し、支援体制の充実や連携強化を図ります。

(3) 学校・家庭・地域と連携した非行の防止等

現状と課題

○令和2年の刑法犯により検挙された少年人員は17,466人であり、そのうち、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年の割合は、34.7%となっています（法務省「令和3年版犯罪白書」）。

○子どもが非行に及ぶ要因として、家庭環境や生活環境、社会環境等が大きく影響を与えていることが考えられます。いじめや不登校、虐待、貧困等、子どもを取り巻く環境が深刻化する中、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援等、悩みや不安を抱える子どもが誰一人取り残されないためのきめ細やかな支援が必要です。

○こうした取組を推進し、子どもの非行防止を図るためには、学校・家庭・地域と連携し、子どもを見守り育てていくことが重要です。すべての子どもが安心して修学するとともに、多様な学びや体験を通じて自主性・社会性を育み、明るく健やかに成長できるよう、環境を整備する必要があります。

具体的な取組

<相談・支援体制の充実>

○スクールカウンセラーの派遣【教育センター】

区立幼・こども園、小中学校に心理専門相談員（スクールカウンセラー）を派遣し、いじめや不登校の未然防止及び解決等を図るため、児童・生徒等へのカウンセリングや保護者・教員への助言、援助等を行います。

○スクールソーシャルワーカーの派遣【教育センター】

区立小中学校に福祉専門相談員（スクールソーシャルワーカー）を派遣し、学校のみで解決することが困難な児童・生徒を取り巻く環境問題について働きかけ、子ども家庭総合センターや警察署等の関係機関と連携し、問題解決を図ります。

○適応指導教育（みらい）【教育センター】

不登校や保健室登校等の状態にある児童・生徒に対し、学習・スポーツ指導や生活習慣の改善指導、悩み等の相談に応じ、在籍校への復帰を支援します。

○教育相談体制の充実【教育センター】

子どもや保護者が抱える悩みの解消のため、来所や電話相談、ビデオ通話によるオンライン相談に応じ、カウンセリングを行います。加えて、区内在住・在学の小中学生を対象に、いじめ等の悩み相談を匿名で受け付ける電話相談を実施します。

○児童相談体制の充実【子ども家庭総合センター】

児童福祉法に基づく児童相談所として、子ども及び家庭に関する総合的な相談対応や子どもの一時的保護等を行います。必要に応じ、学校等の関係機関と連携し、子ども及び家庭を支援します。

○家庭教育学級【生涯学習課】

小中学生の保護者を対象に、思春期の対応や親子コミュニケーションの取り方、家族の役割等、家庭の教育力向上のための講座を開催し、子育ての負担感の軽減や子どもの健全育成を図ります。

<子どもの居場所づくり>

○学童クラブ【児童青少年課】

区立小学校やひろば館・ふれあい館等において、保護者の就労等により放課後に適切な保護を受けられない児童（主に小学1～3年生）を対象に、遊びと生活の場を提供し、心身の健全育成を図ります。

○放課後子ども教室（にこにこすくーる）【児童青少年課】

区立小学校において、参加を希望する児童を対象に地域の協力を得ながら体験学習、スポーツ、文化活動等のプログラムを実施し、放課後の安全安心な居場所を確保するとともに、児童の自主活動の活性化を図ります。また、同一小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で整備・運営する放課後子ども総合プランを推進します。

○ふれあい館・ひろば館【児童青少年課】

工作、運動、サークル活動などの遊びを通じて、子どもの自主性、社会性、創造性等を育み心身の育成を図るとともに、安全安心に過ごせる居場所を提供することで、地域における子どもの健全育成のための環境づくりを行います。

○校庭利用【教育総務課】

子どもたちが安全な環境で遊ぶことができるよう、指導員見守りのもと、土・日曜日・祝日に区立小学校の校庭を開放し、子どもの心身の健全育成を図ります。

○子どもの居場所づくり事業、子ども食堂事業【子育て支援課】

区内には、生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援が必要な18歳以下の子どもやその家庭に居場所を提供し、交流の場や食事の提供、学習支援等を行う団体が複数あります。区は当団体に対し運営費の一部を助成し、継続的な活動の支援を行うことにより、子どもの自立や健やかな成長を促進します。

○あらかわ子ども応援ネットワーク【荒川区社会福祉協議会】

孤立しがちな子どもを支えるため、子どもの居場所づくり事業や子ども食堂事業の支援、シングルマザー支援、不登校への支援等に取り組む団体、その他民間団体、都立大学、区及び社会福祉協議会が参加するネットワークです。ネットワーク構築により、子どもや家庭の問題について情報共有を行えるとともに、支援を求める子どもや保護者に対し、支援団体の紹介を円滑に行うことができる等、きめ細やかな支援体制を目指しています。

<学習・進学支援>

○あらかわ寺子屋【指導室】

区立小中学校において、始業前や放課後などに補充学習を実施し、授業時間以外の学習時間を確保することで、主体的に学習する習慣を身に付けさせるとともに、基礎学力の定着を図ります。

○学習支援事業（学びサポートあらかわ）【子育て支援課】※生活困窮者自立支援事業

小学5・6年生及び中学生を対象に学習支援の場を設け、個別相談や学習指導を行うことにより、基礎学力の定着や学習意欲の向上を図ります。

○就学援助【学務課】

経済的理由により就学が困難な家庭に対し、学用品費、給食費等、小中学校でかかる費用の一部を援助することにより、教育機会を確保するとともに、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

○受験生チャレンジ支援貸付事業【福祉推進課】

進学を希望する中学3年生や高校3年生、またはこれに準じる者（高校、大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生、編入希望者等）で20歳未満の者がいる一定の所得金額以下の世帯を対象に、学習塾等の受講費用や高等学校・大学等の受験料について、無利子で貸付けを行います。

○奨学資金貸付金【学務課】

成績優秀でありながら経済的理由により、高等学校又は高等専門学校への進学が困難な中学3年生を対象に、無利子で入学資金の貸付けを行います。

<青少年の健全育成>

○スクールサポーター制度【教育センター】

区教育委員会と警視庁が協定を締結し、区内3警察署に警察官OB等によるスクールサポーターを配置しています。区立小中学校と警察が連携しながら、非行の防止や非行少年の立ち直り支援、安全対策等を講じます。

○荒川区青少年問題協議会【児童青少年課】

区の青少年育成事業を総合的・効果的に推進するため、青少年をめぐる問題の総合的な方針・施策の策定や、関係機関及び団体等との連携を図ります。

○荒川区青少年育成地区委員会【区民課、児童青少年課】

学校、警察、地域団体等が一体となり、青少年を取り巻く社会環境の浄化や青少年の健全育成を図ることを目的に設置された団体です。区内5地区のそれぞれの委員会の地域特性を生かしながら、子どもまつりや中学生の主張等の事業を実施しています。

○「あらかわの心」推進運動【児童青少年課】

大人の態度や行動が子どもに大きな影響を与えることを踏まえ、大人が良き手本となり、子どもたちの正義感や倫理観・思いやりの心を育み、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指す区民運動です。学校、警察、地域団体等が参加し、「あいさつ」「きまり」「思いやり」「体験」「見守り」の心をつなぐ5つの取組を推進しています。カルタ大会や、区立小学校及び地域イベントにおける出前説明会や寸劇の実施、啓発物品の配布等を行っています。

(4) 民間協力者との連携及び活動に対する支援の充実等

現状と課題

○区における安全安心なまちづくりや再犯防止の推進については、犯罪をした者等の社会復帰を支援する保護司会等の更生保護団体や、犯罪や非行の防止、青少年の健全育成等に取り組む地域団体の活動により支えられています。

○犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が地域社会において孤立することがないように、区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。区では民間団体と連携し、犯罪や非行の防止のための取組や、罪を犯した人の更生について、区民の理解を深めるための取組を推進しています。

○こうした取組の更なる推進を図るため、民間協力者との一層の連携や支援の充実を図ります。

具体的な取組

<民間協力者との連携及び活動に対する支援の充実等>

○荒川区保護司会

保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。主に、犯罪をした者等と定期的に面接し、指導・助言を行う保護観察業務や、刑務所等を出所した者が円滑に社会復帰できるよう帰住先の調査や就労の確保等を行う生活環境調整業務、犯罪や非行の防止、更生保護について理解を深めるための広報・啓発を行う犯罪予防活動を行っています。なお、荒川区保護司会の独自事業として、毎年「あらかわ社明コンサート」を開催し、犯罪予防活動を推進しています。

区は広報や補助金の交付を行います。さらに、地域の更生保護活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を設置するため、区施設の一部を無償貸与しています。また、区職員が保護司を兼職し、人材確保に寄与するほか、区と保護司会との連携強化を図るとともに、更生に不可欠な社会資源（就労支援、福祉等）について適切な情報提供を行います。「あらかわ社明コンサート」においては、共催という立場で保護司会と連携し、運営等を行います。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。この運動を効果的に推進するため、荒川区推進委員会を設置しています。さらに、区内5地区に推進委員会が設置され、青少年育成地区委員会を中心に多くの地域団体が参加しています。7月の強化月間を中心に駅頭・街頭宣伝やパレード、講演会等を実施し、啓発物品の配布を行う等、様々な活動を行っています。また、荒川区推進委員会と区は連名で、当運動の推進に積極的に協力し、特に功労のあった個人や団体に対し、感謝状を贈呈しています。

区は広報のほか、補助金や啓発物品の支給を行う等、当運動の推進を支援します。

○荒川区青少年育成地区委員会（一部再掲 P 28 参照）

学校、警察、地域団体等が一体となり、青少年を取り巻く社会環境の浄化や青少年の健全育成を図ることを目的に設置された団体です。区内5地区のそれぞれの委員会の地域特性を生かしながら、子どもまつりや中学生の主張等の事業を実施しています。さらに、各地区委員会から構成される連絡協議会は区と連名で、日頃の行動や活動が模範となる青少年や青少年団体に対し、表彰を行っています。

区は広報や補助金の交付を行う等、活動を支援します。

○「あらかわの心」推進運動（一部再掲 P 28 参照）

大人の態度や行動が子どもに大きな影響を与えることを踏まえ、大人が良き手本となり、子どもたちの正義感や倫理観・思いやりの心を育み、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指す区民運動です。学校、警察、地域団体等が参加し、「あいさつ」「きまり」「思いやり」「体験」「見守り」の心をつなぐ5つの取組を推進しています。カルタ大会や、区立小学校及び地域イベントにおける出前説明会や寸劇の実施、啓発物品の配布等を行っています。

区は広報や補助金の交付を行います。また、啓発物品の頒布窓口となる等、当運動の推進を支援します。

○荒川区更生保護女性会

犯罪をした者等の地域社会での立ち直りや青少年の健全育成、明るい社会づくりの実現を目指し、女性の立場から更生保護の充実を図るために活動しているボランティア団体です。更生保護関係・連盟の行事や「社会を明るくする運動」に参加するほか、子どもの居場所づくり支援に力を入れて活動しています。

区は広報や補助金の交付を行う等、活動を支援します。

○防犯協会（荒川、南千住、尾久）

町会、警察等で構成され、地域防犯活動の促進や風俗環境の浄化、少年の健全育成等、犯罪のない明るい地域社会の実現のための活動を行っています。区内警察署の管轄区域を単位として、3地区で組織化され、防犯パトロールや防犯講話、防犯だよりの発行等により、防犯意識啓発や防犯情報の提供を行うことで、地域ぐるみの防犯活動の活性化を図っています。

区は広報や補助金の交付を行う等、活動を支援します。

○母の会（三河島、尾久、日暮里）

子どもたちの健やかな成長を支える母の立場として、青少年の健全育成や非行防止のための活動を推進しているボランティア団体です。子どもたちの見守り活動や各種イベントの実施、「社会を明るくする運動」に参加するなど、子どもたちが安全安心に暮らすことのできる環境づくりを行っています。

区は広報や補助金の交付を行う等、活動を支援します。

○東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会（一部再掲 P 2 4 参照）

薬物乱用防止に関する啓発活動を行い、人々の健康で明るい生活の確立を目指すために活動する団体です。区と共同で中学生を対象に薬物乱用防止に関するポスター・標語の募集を行うとともに、地域イベントにおける啓発物品の配布や薬物乱用防止に関する研修会等を実施しています。

区は広報や啓発物品の支給を行う等、活動を支援します。

○子どもの居場所づくり事業、子ども食堂事業

（再掲 P 2 6 参照）

○更生保護施設（静修会、慈濟会、日新協会）

犯罪をした者等のうち、頼るべき身寄りがいない、生活環境に恵まれていない、本人に社会生活上の問題がある等の理由で、すぐに自立更生ができない者を一定の期間保護する施設です。区内には3施設あり、民間団体である更生保護法人により運営されています。宿泊所と食事を提供するほか、日常の生活指導、就労支援や金銭管理指導、福祉・医療のあっせんを行っています。また、飲酒・薬物依存等の問題を抱える者に対し、専門的な更生プログラムを実施し、円滑な社会復帰や再犯防止を図っています。退所後についても相談業務をはじめ、様々な支援を行っています。

○薬物依存症回復支援施設（日本ダルク、東京ダルク）

薬物依存症から回復し、自立と社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設であり、区内には2施設あります。薬物依存症の回復者により運営されており、回復のための主なプログラムとして、回復者が依存症者をサポートしながら、毎日グループミーティングを行っています。また、福祉ホームとして、宿泊所と食事を提供するほか、日常の生活支援、就労支援や金銭管理、健康管理を行っています。

○民間協力者への表彰

区では、多年にわたり、地域福祉の向上や区の振興・発展のために尽力された方々の功績をたたえるため、区の功労者として表彰を行っています。これまで更生保護や青少年の健全育成等の活動に尽力された多くの方々が表彰されています。地域貢献者を表彰することにより、区として感謝と敬意を表すとともに、地域活動の更なる活性化を図ります。

また、国や都等における表彰制度においても、同様にその功績がたたえられています。

(5) 安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進

現状と課題

○令和3年の区における刑法犯認知件数は1,078件であり、10年前の平成24年の2,578件と比べ、58.2%減となっています。また、平成28年から23区で2番目に少ない件数となっており、都内トップクラスの治安の良いまちです。

○しかしながら、自転車窃盗や万引き、特殊詐欺等、区民の安全安心を脅かす犯罪が依然と発生している状況です。

○区と警察による取組に加え、地域における防犯環境の整備や啓発活動等を通じて、地域ぐるみによる安全対策の活性化を図り、子どもから高齢者まで誰もが安全安心に暮らせるまちの実現を目指します。また、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進することで、再犯防止を図ります。

具体的な取組

<防犯環境の整備、区民の防犯意識の向上>

○自転車盗難対策【生活安全課】

区内警察署や防犯協会と連携し、鍵の施錠を呼びかける啓発活動や盗難防止用品の配布を行い、区民の防犯意識向上を図ります。また、自転車盗難多発地域において、青色灯付きパトロールカーや盗難防止指導員によるパトロールを実施するとともに、防犯カメラや盗難防止用看板等を設置し、対策強化を図ります。

○特殊詐欺対策【生活安全課】

特殊詐欺の被害防止を図るため、高齢者世帯への啓発チラシの配布や戸別訪問、電話自動通話録音機の無償提供等を行います。また、特殊詐欺根絶イベントの実施やコミュニティバスにオレオレ詐欺被害防止に関するラッピングを施す等、様々な媒体を通して注意を喚起します。さらに、不審電話多発地域におけるパトロールや防災行政無線、メール配信システムを活用した呼びかけ、ATM対策を実施する等、区民の防犯意識向上とともに、警戒強化を図ります。

○安全・安心パトロールカーによるパトロール【生活安全課】

犯罪の抑止及び注意喚起を図るため、毎日午後1時から翌日午前5時まで、駅周辺や学校等のほか、児童への声掛けや犯罪が多発している地域を青色灯付きパトロールカーで巡回します。

○安全・安心ステーション【生活安全課】

地域の防犯拠点として、区内4カ所（峡田、町屋、荒木田、日暮里）に安全・安心ステーションを設置しています。警察官OB等が常駐し、区民からの防犯相談や高齢者宅へ戸別訪問を行い、特殊詐欺被害を防止する啓発を行う等、地域安全活動を推進します。

○街頭防犯カメラの整備促進【生活安全課】

町会や自治会、商店街等を対象に防犯カメラ設置協力に関する説明会を実施し、防犯カメラを設置する場合に、導入経費や維持管理費等の一部を助成します。地域団体による設置が難しく設置の必要性が高い箇所については、防犯カメラ設置方針に基づき、区が設置を行います。

○住まいの防犯対策補助金交付制度【生活安全課】

空き巣等の被害を防ぐため、防犯カメラや録画機能付きインターホン等、住まいの防犯対策品を購入等した方を対象に、その費用の一部を助成します。

○公園・児童遊園等における安全対策【土木管理課】

公園等の利用者の安全を確保し、犯罪を抑止することを目的に、区立公園・児童遊園等に防犯カメラを設置しています。また、適正な利用や利用者の安全確保を図るため、公園等連絡員を配置し、園内の見回りや利用マナー指導等を行います。

○犯罪を発生させないためのまちの環境美化の維持【環境課】

ごみのポイ捨てや歩行喫煙の禁止について、駅前マナーアップキャンペーンや啓発パトロールカーによる巡回を通じて、区民に広く周知するとともに、清掃用具の貸し出し等区民の自主的な清掃活動を支援することにより、犯罪の起こりにくい、清潔で美しい生活環境を維持します。

<地域ぐるみによる安全対策>

○安全安心まちづくり協議会【生活安全課】

地域のリーダーや警察署等の意見を区の安全対策に反映させるため、地域防犯に関する施策の検討や情報交換を行います。

○地域防犯力の向上【生活安全課】

地域による防犯活動の活性化を図るため、区内事業者と協定を締結し、配達等の業務を行いながら地域の見守り活動を行う「ながら見守り活動」を実施します。また、防犯パトロールを行う町会やボランティア団体に対し、防犯ベスト等の防犯活動用品を支給します。さらには、「安全・安心かわら版」による防犯情報の周知や防犯啓発指導員による防犯講話の実施等により、防犯知識に関する普及啓発を促進するとともに、区民一人一人の防犯意識の向上を図ります。

<子どもの安全対策>

○学校情報配信システム【教育総務課】

子どもを犯罪から守るため、子どもの安全に関わる緊急情報等を保護者の携帯電話にメール配信し、注意喚起を行います。

○児童安全推進員の配置【教育総務課】

授業中や降園時の安全を確保するため、区立小学校、こども園等の出入口に児童安全推進員を配置し、不審者の発見に努めるなど、安全体制を整備します。

○学校・学童クラブ・放課後子ども教室安全パトロール【教育総務課、児童青少年課】

下校時の児童の安全を確保するため、区立小学校、学童クラブ、放課後子ども教室（にこにこすくーる）の集団下校に見守り確認員が付き添います。また、学校安全ボランティアによる見守り活動を行う等、地域ぐるみで児童の安全を確保します。

○小学校通学路の防犯カメラ整備【教育総務課】

児童の安全確保と犯罪抑止を図るため、区立小学校の通学路に防犯カメラを設置しています。不審な声かけ事案が発生した地点等、必要性の高い箇所に設置することで、より効果的な安全対策を講じます。

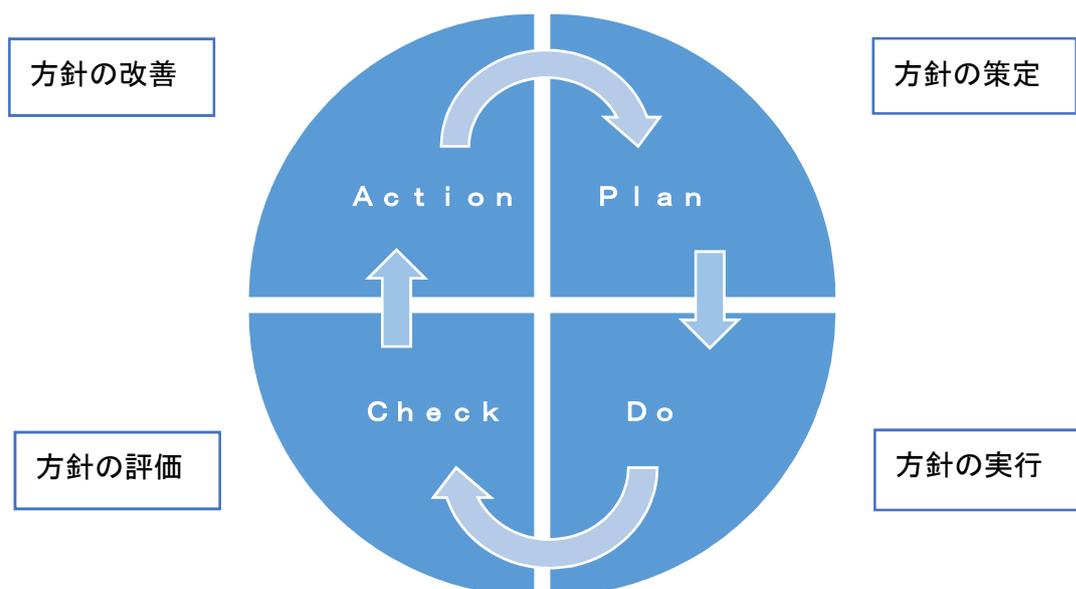
○安全教育の充実【教育センター】

区立小中学校において、児童・生徒の非行や犯罪被害防止を図るため、日常的な生活安全指導をはじめ、不審者侵入訓練や薬物乱用防止、SNSの安全利用等に関する教育指導を行います。なお、保護者、地域住民、警察等と連携して実施することにより、地域ぐるみにおける安全対策の向上を図ります。

7 取組方針の推進のために

(1) 進捗状況の管理

再犯防止に関する取組を確実に推進するためには、PDCAサイクルを活用しながら、取組方針の進捗管理を行い、取組の実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。また、進捗管理の結果、大きな修正・変更が必要になった場合は、取組方針の見直しを行います。



(2) 地域・関係団体・関係機関等との連携

再犯防止を推進し、誰もが安全安心を実感できるまちの実現を目指すためには、地域社会全体で支援することが求められており、保護司会等の更生保護団体や、犯罪や非行の防止、青少年の健全育成等に取り組む地域団体、保護観察所や警察署等の関係機関との更なる連携を図ります。また、再犯防止に関する取組は、就労、住居、保健福祉、子育て等、多岐分野にわたるため、庁内においても関係部署が適切に取組を推進するとともに、連携強化を図ることが重要です。

8 取組方針の策定体制

取組方針の策定にあたっては、庁内全体で検討を行うとともに、以下関係団体及び機関から意見を聴きました。

種別	関係団体・機関名
更生保護団体	荒川区保護司会
	荒川区更生保護女性会
	更生保護法人 静修会
	更生保護法人 慈済会
	更生保護法人 日新協会
薬物関係団体	東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会
地域関係団体	荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会
	荒川防犯協会
	南千住防犯協会
	尾久防犯協会
	荒川区社会福祉協議会
	荒川区民生委員・児童委員協議会
	荒川区町会連合会
官公庁	東京保護観察所
	荒川警察署
	南千住警察署
	尾久警察署

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

令和4年3月発行

登録番号(03)0128号

荒川区における再犯防止に関する取組方針

編集・発行 荒川区総務企画部総務企画課

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

電話 03(3802)3111(代)